

平成28年度

監査結果報告書

施設監査（学校・幼稚園）

大分市監査委員



監査第1016号
平成29年2月15日

大分市長 佐藤樹一郎 殿
大分市議会議長 永松弘基 殿
大分市教育委員会教育長 三浦享二 殿

大分市監査委員 佐藤日出美

大分市監査委員 古庄研二

大分市監査委員 安東房吉

大分市監査委員 仲家孝治

監査の結果について（報告）

施設監査（学校・幼稚園）を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

施設監査結果報告

I 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
小学校 13校 豊府、下郡、三佐、吉野、 東植田、宗方、横瀬、 大在西、佐賀関 (荷揚町、城南、八幡、明治)	平成 28 年度 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日) に係る支出負担 行為等の経理事務及び財 産管理状況等	平成 28 年 10 月 21 日 ～ 平成 29 年 1 月 27 日
中学校 5校 城東、原川、東陽、植田南、 神崎		
幼稚園 5園 豊府、東植田、宗方、 佐賀関 (城南が丘)		

※ () は施設の警備報告のみ調査したもの

※宗方小学校と宗方幼稚園については、感染症ノロウィルスの影響により書類調査のみ実施した。

II 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、物品及び施設の管理等は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

Ⅲ 監査の結果

1 支出負担行為等の経理事務について

特に指摘事項はなかった。

2 物品の管理状況について

(1) 備品の管理状況について

特に指摘事項はなかった。

(2) 刃物類、危険工作器具、薬品类等危険物品の保管状況について

特に指摘事項はなかった。

(3) 自動体外式除細動器（AED）の管理状況について

特に指摘事項はなかった。

3 施設の管理状況について

(1) 施設の警備報告について

特に指摘事項はなかった。

(2) 施設の使用許可事務について

・使用許可事務が適切でなかったもの

- ① 大分市学校体育館等使用料条例では、教育団体が直接教育上の必要により使用するとき又はその他市長が必要と認めるときに使用料を減免することができるかとされているが、教育団体に該当しない団体に対して、学校長が体育館の使用料を免除していた。（城東中）
- ② 大分市立学校施設管理規則等によると、午後10時から午前8時までの間の学校施設の使用に係る許可については、学校長が承認のうえ、教育委員会の許可が必要とされているが、学校長が体育館等の使用を許可していた。（宗方小、原川中）

今後は、規則等に従い学校施設の適正な使用許可事務に努められたい。

(3) 受水槽等設備の維持管理状況について

特に指摘事項はなかった。

(4) 校舎、体育館、プール等建造物の維持管理状況について

特に指摘事項はなかった。